

令和6年度南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金の申請に係るQ&A

区分	質 問	回 答
1 共	<p><b>【申請の単位】</b>            交付申請は法人一括で行うのか、事業所ごとに行うのか</p>	<p>申請は法人一括でしてください。交付も法人への一括交付となります。            「様式2 交付申請額計算書」に法人内の事業所（所在地が南丹市に限る）をそれぞれのサービス種別ごとに記載してください。</p>
2 共	<p><b>【交付金の申請先】</b>            同一法人で介護保険サービスと障害福祉サービスの事業所を運営している場合の申請先</p>	<p>同一法人が介護保険サービス事業所と障害福祉サービス事業所を運営している場合は、介護保険サービス事業所分は南丹市高齢福祉課に、障害福祉サービス事業所分は南丹市社会福祉課に提出してください。</p>
3 共	<p><b>【交付金の算出】</b>            複数のサービス（介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の指定を受けて、同一の従業者によりサービスを提供している場合）を一体的に運用しているときの交付金の算出</p>	<p>訪問介護と居宅介護、居宅介護支援と計画相談支援・障害児相談支援のように介護保険サービスと障害福祉サービスで類似したサービスを同一の従業者により提供している場合、交付金は1つの事業所として取扱います。交付金の申請は、提供実績が多いサービスを主たるサービスとして申請してください。</p>
4 共	<p><b>【交付金の算出】</b>            令和3年度に開設した事業所のため、令和2年度の決算額がない場合の「様式2 交付申請額計算書」の記入方法</p>	<p>令和3年度に開設した事業所は、「様式2 交付申請額計算書」の『令和2年度』の欄を『令和3年度』等へ書き換えて経費を記入してください。</p>
5 共	<p><b>【交付金の算出】</b>            令和4年度以降に事業所を開設したため、令和2年度及び令和3年度決算額がない場合の「様式2 交付申請額計算書」の記入方法</p>	<p>令和4年度以降に開設した事業所は、『令和5年度』のみ記入してください。その場合は、当該事業所が物価高騰の影響を受けた内容について、詳しく記載した資料（様式は任意）を添付してください。</p>

## 令和6年度南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金の申請に係るQ&amp;A

区分	質 問	回 答
6 共	<p>【計算書の記入】 「様式2 交付申請額計算書」で、事業所ごとに光熱費、燃料費の記入をしなければならないのか</p>	<p>介護サービス事業所等の会計処理は、事業所ごとに行うことになっておりますので、光熱費等についても事業所ごとに記入いただくことを原則とします。申請にあたっては、決算書との整合も確認してください。万が一事業所ごとの数値が把握できない場合、「様式2 交付申請額計算書」には、按分等による数値を記入してください。また、按分の方法が分かるように任意様式により説明してください。</p>
7 共	<p>【計算書の記入】 「様式2 交付申請額計算書」で、事業所ごとに物価高騰の影響（令和5年度と令和2年度等と比較した場合に、令和5年度が上回ること）が示せないと、その事業所は交付金の対象にならないのか</p>	<p>各事業所における物価高騰の影響と、法人全体での物価高騰の影響を総合的に審査します。したがって、事業所単体では物価高騰の影響を示せない場合であっても、法人全体で影響が示せるのであれば、対象事業所に含めても差し支えありません。</p>
8 共	<p>【証拠書類等】 決算書等の確認はあるか</p>	<p>提出いただいた申請書、交付申請額計算書の内容により交付決定について審査します。 必要に応じて、収支を記載した帳簿・証拠書類の確認、立入検査を行う場合もありますので、関係書類は、常に整えておいてください。証拠書類等は、交付金の受領日から5年間は保存してください。</p>
9 共	<p>【交付金の対象事業所】 短期入所における事業所の対象、対象外の別</p>	<p>短期入所サービスの対象・対象外事業所は次のとおりです。 【対 象】 単独型事業所、併設型事業所 【対象外】 空床利用型事業所</p>
10 介	<p>【交付金の算出】 介護サービスと介護予防サービスを一体的に提供している場合の交付金の算出</p>	<p>認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護のように実態は1つの事業所として運用していると認められる場合、交付金は1つの事業所として取扱います。（認知症対応型共同生活介護として申請してください。）</p>

## 令和6年度南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金の申請に係るQ&amp;A

区分	質 問	回 答
11 介	【交付金の算出】 小規模多機能型居宅介護の交付金算出に係る「定員」とはどの定員を指すのか	「通い」の定員とします。
12 障	【交付金の算出】 障害者支援施設の申請について	障害者支援施設は、施設入所支援と通所系事業について指定を受けていますが、障害者支援施設として入所系事業所による1事業所の申請となります。
13 障	【交付金の算出】 障害者支援施設の通所系事業所に、外部から通所する利用者を受け入れている場合について	外部から通所する利用者を受け入れている場合は、外部通所利用者の定員数で通所系事業所として申請してください。
14 障	【交付金の算出】 共同生活援助でサテライト型住居がある場合について	サテライト型住居別の申請も可能です。 サテライト型住居で申請する場合は、「様式2 交付申請額計算書」の事業所名の後に「(サテライト)」と記載してください。
15 障	【交付金の算出】 障害福祉サービスの通所系事業所で、同一事業所名で「就労継続支援B型」と「生活介護」の事業を実施している場合について	「就労継続支援B型」と「生活介護」を同一名の事業所で実施している場合、サービス種別ごとに申請してください。その場合、「様式2 交付申請額計算書」の事業所名の後に「(就B)」又は「(生活介護)」とサービス種別を記載してください。
16 障	【交付金の算出】 障害福祉サービスの訪問系同一事業所で居宅介護と行動援護や同行援護等複数のサービス種別の指定を受けている場合の申請について	事業所番号単位の申請としているため、提供実績が多い等の主たるサービス種別で申請してください。
17 障	【交付金の算出】 同じ場所で計画相談支援と障害児相談支援の指定を受けている場合について	事業所番号は異なりますが、1つの事業所として提供実績が多い等の主たるサービス種別で申請してください。